

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	単位型投信／内外／資産複合／特殊型(条件付運用型)
信託期間	信託期間は2023年9月1日から2027年12月20日までです。
運用方針	安定的な収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要運用対象	ソシエテ・ジェネラルのグループ会社であるSG イシューが発行する円建債券(以下「ソシエテ・ジェネラル社債」)を主要投資対象とします。
組入制限	ソシエテ・ジェネラル社債への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への直接投資は行いません。 デリバティブの直接利用は行いません。
分配方針	原則として、毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。 分配対象額は、元本超過額又は経費控除後の配当等収益のいずれか多い金額とします。 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

当ファンドは特化型運用を行います。

- ・ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた比率を超えて特定の発行体が発行する銘柄等に集中投資を行う特化型運用ファンドに該当します。
- ・ファンドはソシエテ・ジェネラル社債に集中して投資を行うため、投資する債券の発行体等が債務不履行(デフォルト)となつた場合等には、大きな損失が発生することがあります。

ソシエテ・ジェネラル社債／ 国際分散投資戦略ファンド2023-09 (愛称:SGゴール2023-09)

運用報告書(全体版)

第2期(決算日 2025年9月22日)

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申しあげます。さて、当ファンドはこのたび上記の決算を行いましたので、ここに期中の運用状況をご報告申しあげます。今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申しあげます。

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号

ホームページ <https://www.smtam.jp/>

- 口座残高など、お客様のお取引内容についてのお問い合わせお取引のある販売会社へお問い合わせください。
- 当運用報告書についてのお問い合わせ
フリーダイヤル:0120-668001
(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

ソシエテ・ジェネラル社債／国際分散投資戦略ファンド2023-09(愛称: SG ゴール2023-09)(以下「当ファンド」といいます。)は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下「三井住友トラスト・アセットマネジメント」といいます。)が設定・運用を行います。「ソシエテ・ジェネラル」および「SG」は、Société Générale(パリに本社を有するフランス法人。以下「ソシエテ・ジェネラル」といいます。)の登録商標です。三井住友トラスト・アセットマネジメントまたはその関係会社と、ソシエテ・ジェネラルまたはその関係会社との間には、資本関係はありません。ソシエテ・ジェネラルと三井住友トラスト・アセットマネジメントの関係は、当ファンドに関するソシエテ・ジェネラルの商標の使用許諾に限られます。ソシエテ・ジェネラルは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したことありません。ソシエテ・ジェネラルは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般または当ファンドへの投資の適否に関する、明示的か黙示のかを問わず、いかなる表明または保証も行っておらず、当ファンドへの投資に関する一切の責任を負いません。

【本運用報告書の記載について】

- ・基準価額および税込分配金は1万口当たりで表記しています。
- ・原則として、数量、額面、金額の表記未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しています。
- ・一印は、組入、異動等の該当がないことを示します。
- ・設定日の基準価額は当初設定価額を記載しています。
- ・指數に関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利は指數の開発元もしくは公表元に帰属します。

設定以来の運用実績

決 算 期	基 (分配落)	基 準 価 額						受 利	益 回	者 り	債 組	入 比	券 率	元 残	本 率
		税 分 配	込 金	期 謄	中 落	期 謄	中 落								
設定日(2023年9月 1日)	円 10,000	円 一	円 一	中 額	中 落	中 謄	中 落	% 一	% 一	者り 一	債組 一	入比 一	券率 一	元残 100.0	本率 %
第1期(2024年9月20日)	9,978	30	8	0.1		0.1						99.4		98.8	
第2期(2025年9月22日)	9,951	30	3	0.0		0.1						99.4		95.5	

(注) 基準価額の騰落額及び騰落率は分配金込みです。

当期中の基準価額の推移

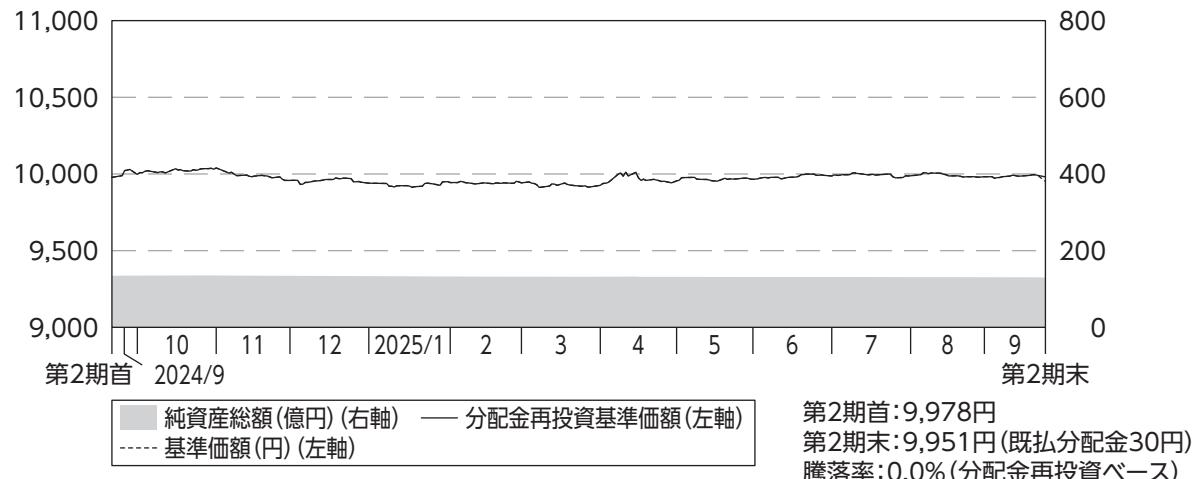
年 月 日	基	基 準 価 額		債組	入 比	券 率
		騰	落			
(当 期 首) 2024年9月20日	円 9,978		% 一			% 99.4
9月末	9,997		0.2			99.4
10月末	10,039		0.6			99.4
11月末	9,958		△0.2			99.3
12月末	9,940		△0.4			99.3
2025年1月末	9,944		△0.3			99.3
2月末	9,942		△0.4			99.3
3月末	9,926		△0.5			99.2
4月末	9,955		△0.2			99.2
5月末	9,966		△0.1			99.2
6月末	9,987		0.1			99.1
7月末	9,988		0.1			99.1
8月末	9,982		0.0			99.1
(当 期 末) 2025年9月22日	9,981		0.0			99.4

(注) 期末基準価額は分配金込み、騰落率は期首比です。

当ファンドの運用の基本方針に適した指数が存在しないため、ベンチマーク及び参考指数を特定しておりません。

当期中の運用経過と今後の運用方針

■ 基準価額等の推移



(注1)分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。なお、当ファンドは単位型投信のため実際には分配金を再投資することは出来ません。

(注2)分配金再投資基準価額は、2024年9月20日の値を基準価額に合わせて指数化しています。

■ 基準価額の主な変動要因

当期は、ソシエテ・ジェネラルのグループ会社であるSG イシュアーが発行する円建債券(以下、「ソシエテ・ジェネラル社債」)の債券価格は下落したものの、固定クーポン収入を得たことなどから、基準価額(分配金再投資ベース)は概ね横ばいとなりました。

■ 投資環境

国内債券市場で10年国債利回りは、米大統領が相互関税を発表したことを見て利回りが急低下する場面も見られたものの、日銀が利上げ継続に前向きな姿勢を示したことや米金利が上昇したこと、低調な国債入札が相次いだことなどから上昇基調で推移しました。

米国10年国債利回りは、2025年1月上旬にかけて、次期政権下での財政悪化やインフレ再燃への懸念から上昇しました。2月に入ると、経済指標が相次いで景気減速を示したことなどを受けて、利回りの上昇幅は縮小しました。その後は、米政権による相互関税政策やFRB(米連邦準備理事会)による利下げ観測などが影響し、利回りは上下に振れながらもみ合いの展開となりました。

SGIオペラ・プラス戦略指数の投資対象資産では、金、日本株式、米国株式、欧州株式、米ドル／円が上昇した一方で、短期金利(米ドル、ユーロ)、ユーロ／米ドル、ドイツ国債、日本国債、原油、米国国債が下落しました。

■ 当ファンドのポートフォリオ

ソシエテ・ジェネラル社債に高位に投資し、満期償還時のファンドの償還価額についての元本確保、並びにSGIオペラ・プラス戦略指数の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるソシエテ・ジェネラル社債のクーポンを獲得することを目指して運用を行いました。

運用開始基準日以降のSGIオペラ・プラス戦略指数の累積収益率は、2025年9月19日時点で△2.59%となりました。

SGIオペラ・プラス戦略指数(以下「当指数」といいます。)は、ソシエテ・ジェネラル(以下「SG」といいます。)の独占的財産です。SGは当指数の算出およびメンテナンス・サービスのためにCompass Financial Technologies SA(以下「計算代理人」といいます。)と契約を交わしています。SGは、当指数またはそこに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証せず、適用される法律の範囲内で、その中の過誤または欠落、および/またはその計算および/または配布の中断について一切の責任を負わないものとします。SGは、明示または黙示を問わず、当指数またはそこに含まれるデータの使用から他の個人または団体が取得した結果について、いかなる保証も行いません。SGは、当指数またはそこに含まれるデータに関する商品性または特定の目的もしくは使用への適合性について、明示的または黙示的な保証を行わず、すべての保証を明示的に否認します。上記のいずれかを制限することなく、いかなる場合も、SGは、特別、懲罰的、間接的、または結果的な損害または利益の損失に対して、そのような損害の可能性について通知された場合でも、一切の責任を負わないものとします。

ソシエテ・ジェネラル社債／国際分散投資戦略ファンド2023-09(以下「当ファンド」といいます。)は、SGおよびその関係会社から、後援、推奨、販売促進されるものではありません。SGおよびその関係会社は、当ファンドへの投資の適切性を、明示的にも黙示的にも、表明するものではありません。SGおよびその関係会社は、いずれも当ファンドの適法性、適合性、商品に関する解説や開示の正確性および妥当性(当指数に関する開示を含む)について述べるものではありません。また、SGおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングおよび取扱いに関する一切の責任について、免責されるものとします。

SGおよびその関係会社は、当指数を構成する企業の債務を取り扱うことがあり、また、許可されている場合においては、そのような企業やそれらの関係会社に対して、預金の受入れ、ローンその他の貸付け、商業銀行または投資銀行その他の業務を行うことがあります、それらの取引が当指数や当ファンドに悪影響をおよぼす可能性があるかにかかわらず、当指数が存在しないかのようにそのような業務を行います。SGおよびその関係会社のそれぞれは、一般に公開されているか、または他の当事者に知られているかにかかわらず、当指数を構成する企業に関する情報を有している可能性があり、当ファンドに加入する各当事者は、当ファンドを購入することでSGがそのような情報を開示する義務を負わないことに同意します。

計算代理人は、当指数の名前(および計算方法などの指數ルール)に関する所有権およびすべての知的財産権がSGの独占的財産であり、今後も存続することを認めます。

当指数は計算代理人によって計算されます。計算代理人は当指数の正確性のため最大限の努力を払います。計算代理人は、投資家および/または金融仲介業者を含むがこれらに限定されない第三者に対して、当指数のエラーを指摘する義務を負いません。計算代理人による当指数の計算、公表、および配信は、当ファンドの購入申込の勧誘を構成するものではなく、いかなる意味においてもそれらの投資に関する保証または意見ではありません。当ファンドの購入者は、当指数の計算が第三者によって提供された大量のデータに基づくため、エラー、中断、および遅延の影響を受けやすい性質であることを認識し、受け入れる必要があります。当指数のエラー、中断、および遅延は当ファンドに影響を与える可能性があります。

■ 当ファンドの組入資産の内容

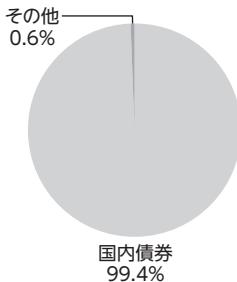
○組入銘柄

順位	銘柄名	国・地域	組入比率
1	ソシエテ・ジェネラル 0.79% 2027/12/08	ルクセンブルク	99.4%
2	—	—	—
3	—	—	—
4	—	—	—
5	—	—	—
6	—	—	—

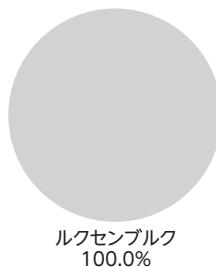
順位	銘柄名	国・地域	組入比率
7	—	—	—
8	—	—	—
9	—	—	—
10	—	—	—
組入銘柄数		1	

(注)組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合です。

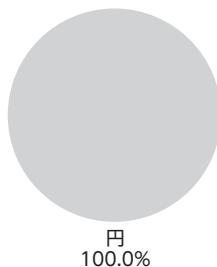
○資産別配分



○国別配分



○通貨別配分



(注)資産別・通貨別配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、国別配分の比率は組入証券評価額に対する評価額の割合です。その他は未収・未払金等の発生により、数値がマイナスになることがあります。

■ 当ファンドのベンチマークとの差異

当ファンドの運用の基本方針に適した指数が存在しないため、ベンチマーク及び参考指数を特定しておりません。

■ 分配金

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益、基準価額水準等を考慮して1万口当たり30円とさせていただきました。

なお、収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

■ 今後の運用方針

ソシエテ・ジェネラルのグループ会社であるSG イシューが発行する円建債券(以下「ソシエテ・ジェネラル社債」)に高位に投資し、設定日から約4年4か月後の満期償還時のファンドの償還価額について、元本確保を目指します。

SGIオペラ・プラス戦略指数の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるソシエテ・ジェネラル社債のクーポンを獲得することを目指します。

1万口当たりの費用明細

項目	当期		項目の概要	
	(2024年9月21日~2025年9月22日)			
	金額	比率		
(a) 信託報酬	45円	0.455%	(a)信託報酬=計算口当たり計理上元本×信託報酬率 計算口当たり計理上元本は10,000円です。 信託報酬に係る消費税は当(作成)期末の税率を採用しています。 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価	
(投信会社)	(19)	(0.189)		
(販売会社)	(21)	(0.211)		
(受託会社)	(6)	(0.055)		
(b) 売買委託手数料	一	一	(b)売買委託手数料=[期中の売買委託手数料]/[期中の平均受益権口数]×10,000 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払 う手数料	
(株式)	(-)	(-)		
(新株予約権証券)	(-)	(-)		
(オプション証券等)	(-)	(-)		
(新株予約権付社債(転換社債))	(-)	(-)		
(投資信託証券)	(-)	(-)		
(商品)	(-)	(-)		
(先物・オプション)	(-)	(-)		
(c) 有価証券取引税	一	一	(c)有価証券取引税=[期中の有価証券取引税]/[期中の平均受益権口数]×10,000 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金	
(株式)	(-)	(-)		
(新株予約権証券)	(-)	(-)		
(オプション証券等)	(-)	(-)		
(新株予約権付社債(転換社債))	(-)	(-)		
(公社債)	(-)	(-)		
(投資信託証券)	(-)	(-)		
(d) その他費用	1	0.006	(d)その他費用=[期中のその他費用]/[期中の平均受益権口数]×10,000	
(保管費用)	(-)	(-)	保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保 管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用	
(監査費用)	(1)	(0.006)	監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用	
(その他)	(-)	(-)	その他は、信託事務の処理等に要するその他諸費用	
合計	46	0.461		

期中の平均基準価額は9,968円です。

(注1)期中の費用(消費税のかかるものは消費税を含む)は解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

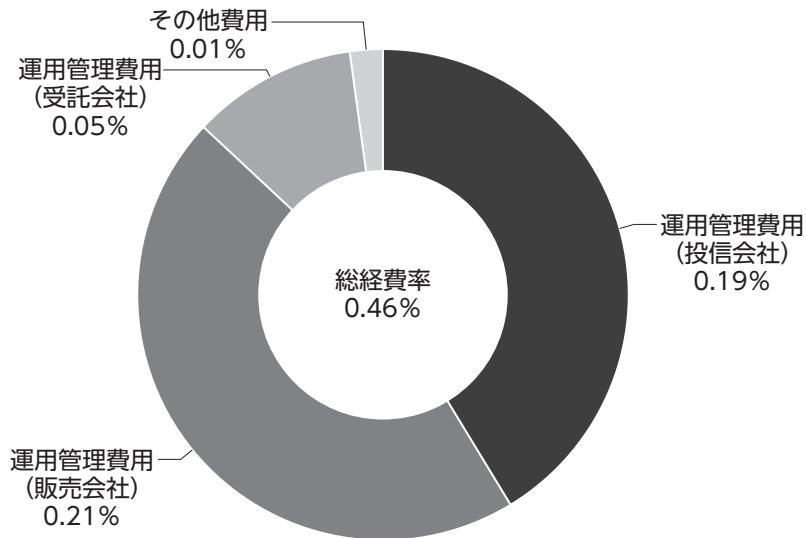
(注2)各項目ごとに円未満は四捨五入しております。

(注3)「比率」欄は、1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。

<参考情報>

総経費率

当期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)は0.46%です。



(注1)各費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注2)各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません。

(注3)各比率は、年率換算した値です。

(注4)上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

売買および取引の状況

＜公社債＞

		当期	
		買付額	売付額
国内	社債券（投資法人債券を含む）	千円 —	千円 437,298

(注1) 金額は受渡代金です。(経過利子分は含まれておりません。)

(注2) 社債券（投資法人債券を含む）には新株予約権付社債（転換社債）は含まれておりません。

利害関係人※との取引状況等

■利害関係人との取引状況

区分	当期					
	買付額等A	うち利害関係人との取引状況B	$\frac{B}{A}$	売付額等C	うち利害関係人との取引状況D	$\frac{D}{C}$
金 錢 信 託	百万円 0.103271	百万円 0.103271	% 100.0	百万円 0.103271	百万円 0.103271	% 100.0
コール・ローン	15,148	2,193	14.5	15,145	2,209	14.6

(注) 当該取引に係る利害関係人は、三井住友信託銀行株式会社です。

※ 利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人です。

組入資産の明細

＜国内(邦貨建)公社債＞

(A) 債券種類別開示

区分	当期末						
	額面金額	評価額	組入比率	うちB格以下組入比率	残存期間別組入比率		
	千円	千円	%	%	5年以上	2年以上	2年末満
普通社債券 (含む投資法人債券)	12,984,000 (12,984,000)	12,902,538 (12,902,538)	99.4 (99.4)	— (—)	— (—)	99.4 (99.4)	— (—)
合計	12,984,000 (12,984,000)	12,902,538 (12,902,538)	99.4 (99.4)	— (—)	— (—)	99.4 (99.4)	— (—)

(注1)組入比率は、純資産総額に対する評価額の比率です。

(注2) ()内は非上場債で内書きです。

(注3)評価については金融商品取引業者、価格情報会社等よりデータを入手しています。

(B) 個別銘柄開示

銘柄	当期末			
	利率	額面金額	評価額	償還年月日
普通社債券(含む投資法人債券)	%	千円	千円	
ソシエテ・ジェネラル 0.79% 2027/12/08	0.79	12,984,000	12,902,538	2027/12/8
合計		12,984,000	12,902,538	

投資信託財産の構成

項目	当期末	
	評価額	比率
公社債	千円 12,902,538	% 98.8
コール・ローン等、その他	156,499	1.2
投資信託財産総額	13,059,037	100.0

資産、負債、元本および基準価額の状況ならびに損益の状況

■資産、負債、元本および基準価額の状況

項目	当期末 2025年9月22日現在
(A) 資産	13,059,037,509円
コール・ローン等	148,682,179
公社債(評価額)	12,902,538,384
未収入金	3,879,847
未収利息	3,937,099
(B) 負債	73,686,943
未払収益分配金	39,148,192
未払解約金	3,947,014
未払信託報酬	30,224,067
その他の未払費用	367,670
(C) 純資産額(A-B)	12,985,350,566
元本	13,049,397,503
次期繰越損益金	△64,046,937
(D) 受益権総口数	13,049,397,503口
1万口当たり基準価額(C/D)	9,951円

■損益の状況

項目	当期 自 2024年9月21日 至 2025年9月22日
(A) 配当等収益	111,044,998円
受取利息	105,203,929
その他の収益金	5,841,069
(B) 有価証券売買損益	△2,801,429
売買益	6,108
売買損	△2,807,537
(C) 有価証券評価差損益	△45,565,572
(D) 信託報酬等	△60,951,667
(E) 当期損益金(A+B+C+D)	1,726,330
(F) 前期繰越損益金	△29,532,462
(G) 解約差損益金	2,907,387
(H) 計 (E+F+G)	△24,898,745
(I) 収益分配金	△39,148,192
次期繰越損益金(H+I)	△64,046,937

(注1) (D)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注2) (G)解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

〈注記事項〉

※当ファンドの設定日は2023年9月1日、設定元本額は13,650,538,119円、期首元本額は13,491,861,155円、期末における元本残存率は95.5%です。

※分配金の計算過程

項目	当期
(A) 配当等収益額	111,044,998円
(B) 経費	60,951,667円
(C) 差引配当等収益額(A-B)	50,093,331円
(D) 期末残存受益権口数	13,049,397,503口
(E) 期中平均残存受益権口数	13,267,752,587口
(F) 分配対象配当等収益額(C×D/E)	49,268,916円
(G) 元本超過額	－円
(H) 分配可能額	49,268,916円
(I) 分配可能額(1万口当たり)(H/D×10,000)	37円
(J) 分配額(1万口当たり)	30円
(K) 収益分配金額(D×J/10,000)	39,148,192円

(注) (H) 分配可能額は、(F) 分配対象配当等収益額又は(G) 元本超過額のいずれか多い金額です。

分配金のお知らせ

	当 期
1万口当たり分配金	30円

(注)分配金は決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

【分配金の課税上の取扱いについて】

- ・収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- A.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- B.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

- ・課税上の詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。
- ・税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

お知らせ

「投資信託及び投資法人に関する法律」第14条の改正に伴い、投資信託約款に所要の変更を行いました。

(変更日 : 2025年4月1日)

2023年11月に「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正が行われ、交付運用報告書については書面交付を原則としていた規定が変更されました。

本件により、デジタル化の推進を通じて顧客の利便性向上を図るとともに、ペーパーレス化による地球環境の保全など、サステナビリティへの貢献に繋がるものと捉えております。

今後も顧客本位の業務運営を確保しつつ、電磁的方法での情報提供を進めてまいります。